

船舶事故調査報告書

平成29年3月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成27年8月16日 14時54分ごろ
発生場所	和歌山県 ^{ひろがわ} 広川町 ^{からお} 唐尾漁港南西方沖 唐尾港北防波堤灯台から真方位223°820m付近 （概位 北緯34°00.1′ 東経135°08.3′）
事故の概要	水上オートバイ ^{ユウキ} YUUKIは、浮体をえい航して遊走中、浮体が漂泊中の水上オートバイに接触し、浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成27年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ YUUKI、5トン未満 250-45114大阪、個人所有 2.70m (Lr) × 1.08m × 0.49m、FRP ガソリン機関、106.65kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年7月7日 免許証交付日 平成27年4月14日 （平成32年7月24日まで有効） 搭乗者 男性 48歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、座席後部に家族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、後方に友人である搭乗者を乗せた浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約15mのトーイングロープでえい航し、唐尾漁港南西方の砂浜（以下「本件砂浜」という。）付近から北進した後、Uターンして本件砂浜に向けて進行した。 船長は、約20km/hの対地速力で南進中、左旋回を開始したところ、本件浮体が右方に振られて右舷前方に漂泊していた水上オートバイ（以下「本件水上オートバイ」という。）に接近する態勢となった

	<p>のを認め、アクセルレバーから指を離した。</p> <p>本件浮体は、船長がアクセルレバーから指を離したものの、平成27年8月16日14時54分ごろ本件水上オートバイの左舷船首部に接触し、搭乗者が転落した。</p> <p>船長は、搭乗者を救助して本件砂浜に運んだ。</p> <p>搭乗者は、救急車によって広川町立公民館の広場に運ばれた後、ドクターヘリで病院に搬送され、右骨盤及び右大腿骨骨折等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、初めて本件水上オートバイの存在に気付いた瞬間にアクセルレバーから指を離した。</p> <p>船長は、本件砂浜に向けて南進中、周囲の水上オートバイより本件砂浜までの距離の方が気になって周囲の見張りを適切に行っていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長、同乗者及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件浮体は、1人乗り用の円形状の遊具(素材 ポリ塩化ビニル、最大搭載人員 1人、直径 約0.74m)であった。(写真1参照)</p> <div data-bbox="657 978 1230 1270" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本件浮体</p> <p>水上オートバイレンタル業者(以下「本件レンタル業者」という。)の担当者は、本件砂浜付近を監視するためのWEBカメラの録画映像により、本件浮体が本件水上オートバイに接触したところを見た。(写真2参照)</p> <div data-bbox="678 1554 1433 1962" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真2 WEBカメラで撮影中の画像</p>

	搭乗者は、救助されたとき、意識がはっきりしていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、本件砂浜付近において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件水上オートバイに気付かずに左旋回し、本件浮体が右方に振られて本件水上オートバイに接触したことから、搭乗者が本件水上オートバイに当たって負傷したものと考えられる。 船長は、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本件水上オートバイに気付かなかったものと考えられる。 船長は、周囲の水上オートバイより本件砂浜までの距離の方が気になっていたことから、周囲の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本件砂浜付近において、本船が本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件水上オートバイに気付かずに左旋回し、本件浮体が右方に振られて本件水上オートバイに接触したため、搭乗者が本件水上オートバイに当たったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

